

山梨県富士トラム国産化推進員設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、民間の有する知見やネットワークを生かし、車両製造を行う国内企業を対象とした富士トラムの国産化に取り組む企業に関する情報収集を行い、もって富士トラムの国産化を図るため設置する山梨県富士トラム国産化推進員（以下「推進員」という。）の職務及び報酬等に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、「富士トラム」とは、水素やバッテリーを動力源とし、車両に搭載されたセンサーが白線や磁気マーカ等を読み取る誘導方式を備え、ゴムタイヤで走行する車両をいう。

(職務)

第3条 推進員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 車両製造を行う国内企業を対象とした富士トラムの国産化に係る意見や課題に関する情報収集及び提供
- (2) 車両製造を行う国内企業を対象とした富士トラムの国産化に向けた取り組みに関する意向調査及び参画促進に関する活動
- (3) その他富士トラムの国産化に必要と認められる事項

(欠格条項)

第4条 知事は、次のいずれかに該当する者を推進員とすることができない。

- (1) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められる者及び暴力団関係者が役員若しくはその使用人と認められる法人又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる法人
- (2) 推進員が富士トラムの国産化に取り組む企業と委任契約を締結し、又は締結しようとする者
- (3) 前号に掲げるもののほか、知事が推進員として不適当と認める者

(委嘱)

第5条 知事は、推進員の委嘱を受けようとする者に、山梨県富士トラム国産化推進員応募用紙兼承諾書（様式第1号）を提出させるものとする。

- 2 知事は、審査の上、前項に定める者が前条に定める要件に適合し、効果的な活動に取り組むと見込まれる場合には、推進員として委嘱し、委嘱状（様式第2号）を交付する。
- 3 委嘱する期間は任命の日から1年以内とする。ただし、再委嘱することを妨げない。

（情報の提供）

第6条 知事は、推進員に、富士トラムの国産化に取り組む企業に関する次に掲げる事項について、情報提供書（様式第3号）により山梨県知事政策局富士山保全・観光エコシステム推進グループへ提出させるものとする。

- （1）企業の概要
- （2）国産化に向けて取り組む事業の概要
- （3）その他必要な事項

（受領書の交付等）

第7条 前条の規定により情報提供書が提出された場合は、知事は、富士トラムの国産化に取り組む企業に関する情報提供書受領書（様式第4号。以下「受領書」という。）を交付するものとする。

- 2 前項の交付に当たっては、知事は、富士トラムの国産化に取り組む企業に対して、前条に定める事項が事実と相違ないか確認を行わなければならない。
- 3 同条第1項の場合において、同一の情報が複数の推進員から提供されたときは、知事は、富士トラムの国産化に取り組む企業が特に情報提供書の交付する相手方を指定したときを除き、最初に情報提供書を知事に提出した推進員に受領書を交付するものとする。

（受領書を交付しない場合）

第8条 知事は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、受領書を交付しないものとする。

- （1）情報提供のあった富士トラムの国産化に取り組む企業について、情報提供書が知事に提出された時点で既に知事が当該企業に関する情報を取得しているとき。
- （2）前条第2項の規定による確認の結果、情報提供書が事実と相違するとき。
- （3）前各号に掲げるもののほか、受領書を交付することが適当でないと知事が認めるとき。

(受領書の無効)

第9条 知事は、第7条第1項の規定により受領書を交付した後、成功報酬の支払いに至るまでの間において、次のいずれかに該当する事実を確認した場合は、当該案件に係る受領書を無効とする。

- (1) 推進員が、成功報酬を受領する権限を第三者に譲り渡したとき。
- (2) 推進員がその不正又は不当な行為等により富士トラムの国産化に取り組む企業に関する情報を入手したことが判明したとき又は情報提供書に事実と相違する記述があったとき。
- (3) 前各号に定めるもののほか、知事が無効と認めたとき。

(受領書の有効期間)

第10条 受領書の有効期間は、第7条第1項の規定より受領書を交付したときから起算して1年間とする。

(身分)

第11条 知事は、推進員に対し、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の身分を与えるものではない。

(守秘義務)

第12条 知事は、推進員に対し、在職中であると退職後であるとを問わず、活動に際して知ることのできた秘密を第三者に漏らすことがない旨を書面で約束させるものとする。

(成功報酬)

第13条 知事は、推進員が情報提供した企業が富士トラムの国産化に取り組むと表明したことについて、事実と相違ないことを確認し、その情報が有益なものであると判断したときに成功報酬を支払うものとする。

- 2 前項の成功報酬の額は、別表に規定する支給基準に応じた額とする。
- 3 知事は、推進員が成功報酬を受領する権利を第三者に対し譲渡することを認めないものとする。
- 4 知事は、成功報酬以外の交通費、通信費等の実費は支払わないものとする。
- 5 知事は、前各項に定める内容について、第5条第2項の規定による委嘱に先立ち、推進員に説明を行い、その了承を得るものとする。
- 6 知事は、推進員に対し、成功報酬請求書（第5号様式）、受領書、その他支払いに必要な書類を提出させるものとする。

(推進員と富士トラムの国産化に取り組む企業との紛争の解決)

第14条 この制度に関し、推進員と富士トラムの国産化に取り組む企業との間で紛争が生じたときは、推進員の責任において処理するものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年2月3日から施行する。

別 表

報酬区分	金額
第 1 4 条の規定による成功報酬額	1 件当たり：2 0 0 千円 (上限額：1， 0 0 0 千円)

(様式第 1 号)

令和●年●月●日

山梨県知事 様

山梨県富士トラム国産化推進員 応募用紙兼承諾書

山梨県富士トラム国産化推進員設置要領（以下「要領」という。）の各条項及び裏面の事項を了解の上、山梨県富士トラム国産化推進員に応募します。

[illegible]

下記の事項をご確認いただき、各項目の□にチェック☑をお願いします。【必須】

確認事項	☐	集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められる者及び暴力団関係者が役員若しくはその使用人と認められる法人又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる法人ではない。
	☐	富士トラムの国産化に取り組む企業と委任契約を締結し、又は締結しようとする者ではない。
承諾事項	下記の承諾事項について、 ☐ 承諾する	
	1 車両製造を行う国内企業を対象とした富士トラムの国産化に係る意見や課題に関する情報収集及び提供を行います。 2 車両製造を行う国内企業を対象とした富士トラムの国産化に向けた取り組みに関する意向調査及び参画促進に関する活動を行います。 3 その他要領各条項に記載の内容を遵守します。	
守秘義務の誓約	私は、山梨県富士トラム国産化推進員の委嘱を受けるにあたり、下記の事項を厳守することをここに誓います。 記 ・在職中であると退職後であるかを問わず、活動に際して知ることのできた秘密を第三者に漏らしません。 ・故意・過失にかかわらず、上記事項に違反して秘密情報を漏えいしたことにより損害を与えた場合、全ての賠償責任を負うこととします。 以上 令和●年●月●日 所在地・住所 名称・氏名 印	

(様式第2号)

委 嘱 状

●● ●● 様

あなたに山梨県富士トラム国産化推進員を委嘱
します。

任期 令和●年●月●日 から

令和●年●月●日 まで

(職務)

- 1 車両製造を行う国内企業を対象とした富士トラムの国産化に係る意見や課題に関する情報収集及び提供
- 2 車両製造を行う国内企業を対象とした富士トラムの国産化に向けた取り組みに関する意向調査及び参画促進に関する活動
- 3 その他富士トラムの国産化に必要と認められる事項

令和●年●月●日

山梨県知事 ●● ●●●

(様式第 3 号)

令和●年●月●日

山梨県知事 様

(推進員)

富士トラムの国産化に取り組む企業の情報提供書

次のとおり富士トラムの国産化に取り組む企業がありましたので、山梨県富士トラム国産化推進員設置要領第 6 条の規定により、情報提供します。

1 企業の概要

- (1) 企 業 名
- (2) 本社所在地
- (3) 代 表 者 名
- (4) 主 要 事 業
- (5) 交渉担当者の職・氏名・連絡先

2 国産化に向けて取り組む事業の概要

3 その他必要な事項

(様式第4号)

文 書 番 号

令和●年●月●日

(推進員) 様

山梨県知事

富士トラムの国産化に取り組む企業の情報提供書受領書

令和●年●月●日付けで情報提供のあった次の企業に関する情報提供書を受理しましたので、山梨県富士トラム国産化推進員設置要領第7条1項の規定により、受領書を交付します。

1 富士トラムの国産化に取り組む企業名

2 その他必要な事項

(注) 本受領書は、成功報酬の受取手続きに必要となりますので大切に保管をお願いします。

(様式第 5 号)

令和●年●月●日

山梨県知事 様

(推進員)

山梨県富士トラム国産化推進員成功報酬請求書

山梨県富士トラム国産化推進員設置要領第 13 条第 6 項の規定により、次のとおり成功報酬を請求します。

1 報 酬 額 金●●●, ●●●円

2 支払方法 (口座振込による)

(1) 振込先金融機関名

(2) 本・支店名

(3) 預金種別

(4) 口座番号 No.

(5) 口座名義 住 所

(フリガナ)

氏 名